

全学共用スペースの運営経費

三重大学 研究・地域連携部（令和4年1月）

1) 光熱水費等使用料（使用許可を受けた範囲・共用部分）

イ) 電気関係

- ・電気設備：コンセント（一般用・動力用）、検針メーター等で新しく追加する設備が必要なものは使用者で負担する。

ロ) 水道関係

- ・給水設備：給水取り出し口・検針メーター等で新しく追加する設備が必要なものは使用者で負担する。

ハ) ガス関係

○一般ガス

- ・ガス設備：ガス取出口・検針メーター等で新しく追加する設備が必要なものは使用者で負担する。

○空調ガス

- ・空調設備：空調機・空調用ガス検針メーター等で新しく追加する設備が必要なものは使用者で負担する。

ニ) 電気・水道・ガスの使用料について

- ・光熱水料については、前年度実績等を勘案して、研究者の利用スペースに応じた㎡あたりの単価を決定し、負担額を徴収する。

- ・使用料の徴収方法：使用料は財務部契約チームより引き落としされる。

ホ) 電話関係

- ・電話設備：電話線で新しく引き込み等工事費が必要なものは使用者で負担する。尚電話機設置されていないため各使用者で用意する。またダイヤルイン番号を取得する場合等電話交換機の切り替等の工事費が必要となる。
- ・申し込み：各所属部局総務担当等へ申し込む

ヘ) 情報関係

- ・情報設備：情報コンセントで新しく引き込み等工事費が必要なものは使用者で負担する。
- ・申し込み：総合情報処理センターへ直接申し込む。

2) 保守点検等経費

- 運営に要する経費において、光熱水費等使用料の他に保守点検等に必要な経費については使用許可面積の比率に応じて使用者で負担するものとする。

- 保守等点検経費の対象
 - イ) 電気設備法定点検
 - ロ) EV保守点検
 - ハ) 消防設備点
 - ニ) 受水槽等法定点検
 - ホ) 空気調和設備点検等
 - ヘ) 電話交換機点検
 - ト) 清掃費（ゴミ処分費を含む）
 - チ) 警備等委託業務
 - リ) 各種修繕工事

3) 施設使用料

- 三重大学における施設の有効活用に関する規程第6条第1号及び2号に基づき使用許可されたスペースについては、施設使用料を使用者で負担する。
- 使用料の徴収方法：使用料は財務部契約チームより引き落としされる。
- 使用料：500円/m²・月
「なお、部局等が費用を負担している場合は、当該部局の施設整備率により、次の軽減率を適用する。」（平成24年2月15日三重大学施設整備委員会決定）

整備率によるスペースチャージの軽減

No	施設整備率	軽減率	備考
1	90%以上	0%	
2	80%以上90%未満	20%	
3	80%未満	60%	